

医療倫理・医療安全論

14. 医療訴訟について

7階第5研究室

江原朗

医療事故等の定義

- 医療事故：
 - 医療によって生じた不良転帰全般
 - 医療過誤：このうち、医療関係者に責任を帰すことができるもの
- 医事紛争：
 - 医療関係者と患者に間に生じる摩擦一般

医療事故の調査の意味

- 自己の至りやすいエラーの特定
- 上記の結果として、同種の事故の再発予防
- 原因究明により、被害者・被害者家族の負の感情の沈静化
- 事故頻度を知ることで、事故の現状が許容範囲かどうかを判断

医療過誤訴訟の年次推移

年	平成 12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
新 受 件 数	795	824	906	1003	1110	999	913	944	877	733
認 容 率	47%	38%	38%	44%	40%	38%	35%	38%	27%	25%

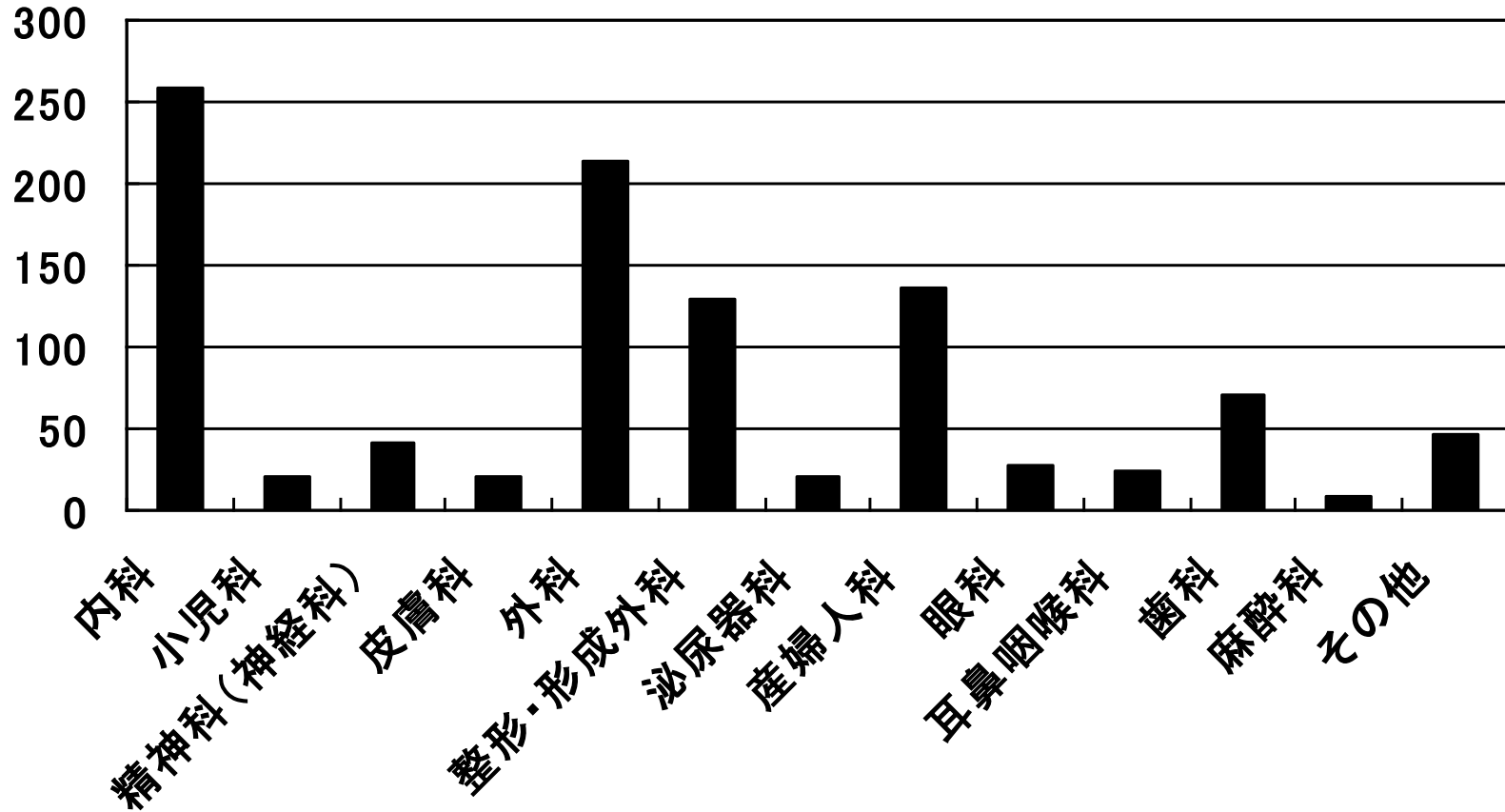
医療事故における責任

- 刑事責任：
 - 業務上過失致死傷
- 行政責任：
 - 医業停止など
- 民事責任：
 - 損害賠償責任

医療事故で民事が中心となる理由

- 事故か疾患の進行かは区別がつきにくい
- 悪結果が医療関係者のミスとは限らない
- 医師の裁量が刑事責任になじまない
- 刑事責任は処罰が必要なものに限るべき(謙抑主義)

診療科別医事訴訟新受件数 (平成15年)



医療事故における 民事責任の法的構成

- 医療技術上の過誤
- 説明責任違反
- プライバシー・情報漏洩
- 民事責任の立証が必要
 - 不法行為
 - 債務不履行

民事上の責任を証明する必要

- 不法行為であれば、以下の3点の証明
 - 故意・過失
 - 権利侵害
 - 損害の発生
- 時効
 - 不法行為：損害を知ってから3年、行為時から20年
 - 債務不履行：10年

医師の責任要件

- 診察時に診療契約が成立
(準委任契約)
- 医師：
 - 手段債務：専門的知識・技術を駆使して治癒の結果達成に努力（治療の結果によるものではない）
 - 応召義務：診療の求めがあった際に正当な理由がなければ拒否できない

医療水準と決定要素

- 医療水準：医師の裁量は医療水準の範囲内
- 転送義務：医療水準に従った医療行為をなせない場合は、他の医療機関に転送
- 医療慣行と医療水準：慣行に従っても医師の責任を否定できない。
 - 医療保険で認められない治療を拒むことは免責とならない

治療法が医療水準に 達していない治療法

- 実施義務はない
- それを実施している医療機関への
転送義務もない
- 特殊な治療法で医療水準になれば、
治療拒否可能、転送拒否可能